令和２年６月２４日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第３４号　臨時代理の承認を求めることについて

議第３５号　臨時代理の承認を求めることについて

議第３６号　草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案

議第３７号　草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第３８号　草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第３９号　草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

議第３５号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３１年草津市教育委員会規則第４号）第３条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出ることについて

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３１年草津市教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見　　特になし

財産の種類	動産（学習者用コンピュータ【小学校】一式）
取得価格	１９８，０４２，９１１円
取得の相手方	滋賀県大津市におの浜三丁目４番３４号 ㈱ウチダビジネスソリューションズ 代表取締役　髙田　保

令和２年６月１５日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出ることについて

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３１年草津市教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見　　特になし

財産の種類	動産（学習者用コンピュータ【中学校】他一式）
取得価格	７１，８００，９６０円
取得の相手方	滋賀県大津市におの浜三丁目４番３４号 ㈱ウチダビジネスソリューションズ 代表取締役　髙田　保

令和２年６月１５日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

議第３６号

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則

（草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正）

第１条　草津市立草津宿街道交流館条例施行規則（平成１１年草津市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条」を「第７条」に改める。

（草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正）

第２条　草津市史跡草津宿本陣条例施行規則（平成８年草津市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第９条」を「第１０条」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則（平成１１年教育委員会規則第９号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この規則は、草津市立草津宿街道交流館条例（平成１０年草津市条例第３１号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第２条～第１３条　（略） 別記　（略）	（趣旨） 第１条　この規則は、草津市立草津宿街道交流館条例（平成１０年草津市条例第３１号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第２条～第１３条　（略） 別記　（略）

草津市史跡草津宿本陣条例施行規則（平成８年教育委員会規則第１号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この規則は、草津市史跡草津宿本陣条例（平成７年草津市条例第２２号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 第２条～第９条　（略） 別記　（略）	（趣旨） 第１条　この規則は、草津市史跡草津宿本陣条例（平成７年草津市条例第２２号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 第２条～第９条　（略） 別記　（略）

議第３７号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和３７年草津市条例第１６号)第２条の規定により、草津市社会教育委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区　分	氏　名	備　考
学校教育の関係者	伊庭　靖二	校長会
学校教育の関係者	橋本　篤典	草津市認可保育園連盟
社会教育の関係者	北川　千津子	草津市ボランティア連絡協議会
社会教育の関係者	内田　雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
社会教育の関係者	湯浅　敦	草津市青少年育成市民会議
社会教育の関係者	山本　好男	草津市まちづくり協議会連合会
社会教育の関係者	藤内　郁子	草津おはなし研究会
社会教育の関係者	矢野　優貴	草津市ＢＢＳ会
社会教育の関係者	山田　貴子	子どもネットワークセンター天気村
社会教育の関係者	礒嶋　玲子	公募委員
社会教育の関係者	澤村　忍	公募委員
社会教育の関係者	中瀬　隆泰	公募委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	港　富士子	草津市ＰＴＡ連絡協議会
学識経験を有する者	横山　幸司	滋賀大学
学識経験を有する者	長橋　聡	京都橘大学

任期　令和２年７月１日から令和４年６月３０日まで

○草津市社会教育委員設置条例

昭和３７年6月１５日

条例第１６号

改正　平成１２年３月２４日条例第１号

改正　平成２６年４月１日条例第９号

（設置）

第１条　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第１５条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第２条　委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　学校教育の関係者

（２）　社会教育の関係者

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者

（４）　学識経験を有する者

（定数）

第３条　委員の定数は２０人以内とする。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げない。

（委員長および副委員長）

第５条　委員は互選により委員長および副委員長それぞれ１人を選任する。

２　委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

３　委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２４日条例第１号）抄

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年３月３１日条例第９号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

議第３８号

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市文化振興審議会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成２５年草津市教育委員会規則第２号）第２条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	中川　幾郎	帝塚山大学
学識経験を有する者	松本　茂章	静岡文化芸術大学
関係する団体から選出された者	五十川　伸矢	草津市文化財保護審議会
関係する団体から選出された者	澤　孝子	（公財）草津市コミュニティ事業団
関係する団体から選出された者	園田　実乗	（特非）草津市心身障害児者連絡協議会
関係する団体から選出された者	寺村　裕加子	Biwartist
関係する団体から選出された者	中村　徹	草津市２１世紀文化芸術推進協議会
関係する団体から選出された者	成田　陽子	草津市教科等部会別研修図工・美術部会
公募市民	安積　由里子	
公募市民	宇野　裕美	

任期　令和２年７月１７日から令和４年７月１６日まで

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第１条　この規則は、草津市附属機関設置条例（平成２５年草津市条例第３号。以下「条例」という。）別表第２に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　附属機関の委員は、別表第１の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第３条　附属機関の委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４条以降（略）

別表第１（第２条・第９条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市文化振興審議会	(1)　学識経験を有する者 (2)　関係する団体から選出された者 (3)　公募市民 (4)　その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局生涯学習課
（略）	（略）	（略）

議第３９号

草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱および任命することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和４７年草津市条例第２４号）第３条第２項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区　分	氏　名	備　考
学識経験者	湯浅　敦	青少年育成市民会議会長
草津市校長会および草津市園長会の代表	中瀬　悟嗣	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	寺尾　信一	志津まちづくり協議会 教育・文化部長
その他教育委員会が必要と認めるもの	髙田　憲一	志津南学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	糸井　敏明	渋川学区健康福祉部　会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	梅村　進	矢倉学区未来のまち協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	熊川　勉	老上学区まちづくり協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	竹村　俊夫	笠縫学区まちづくり協議会　会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	吉本　勝明	常盤学区自治連合会　会長

任期　令和２年７月１日から令和２年１２月２６日まで

（今回委嘱および任命する委員の任期は、前任委員の残任期間）

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第１条　草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第３条　審議会は、委員２５人以内をもつて組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

(1)　学識経験者

(2)　草津市PTA連絡協議会の代表

(3)　草津市校長会および草津市園長会の代表

(4)　その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第４条　審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員が、第３条第２項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員は、非常勤とする。

令和２年６月２４日

教育委員会定例会議案書

〔追加〕

草津市教育委員会

付議事項

議第４０号　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第４１号　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第４２号　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第４３号　財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第４４号　財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第４０号

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）

概要書

1　契約の目的　　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（建築）

2　契約の方法　　条件付一般競争入札

3　契約金額　　１，０４４，９５２，７４４円

4　契約の相手方　桑原組・守建設特定建設工事共同企業体

草津市草津町１６６０番地７

株式会社桑原組草津営業所　所長　谷元　芳夫

草津市東矢倉三丁目４１番１８号

守建設株式会社　代表取締役　守野　洋史

（参考）

工事場所　：　草津市集町

工事期間　：　契約締結日から令和３年１０月１４日まで

工事概要　：　給食センター棟（鉄骨造地上２階建　延床面積 3107.03 ㎡）

１階　調理・洗浄諸室、荷受室、検収室、配送準備室、

生ごみ処理室、機械室、市職員事務室　他

２階　研修室、調理実習室、調理等委託業者事務室、倉庫　他

倉庫棟（鉄骨造地上１階建　延床面積 10.56 ㎡）

駐輪場（鉄骨造地上１階建　延床面積 18.36 ㎡）

受水槽ポンプ室（鉄骨造地上１階建　延床面積 8.00 ㎡）

ブロアー室（鉄骨造地上１階建　延床面積 1.96 ㎡）

外構工事一式

議第４１号

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）

概要書

1　契約の目的　　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（機械）

2　契約の方法　　条件付一般競争入札

3　契約金額　　１，２２７，２４３，６００円

4　契約の相手方　一圓・藤尾特定建設工事共同企業体

彦根市小泉町７８番地の１０

一圓テクノス株式会社　代表取締役　一圓　外志夫

草津市追分二丁目１６番１６号

株式会社藤尾設備工業所　代表取締役　立花　昇

（参考）

工事場所　：　草津市集町

工事期間　：　契約締結日から令和３年１０月１４日まで

工事概要　：　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事に伴う機械設備工事一式

厨房機器（炊飯設備、調理釜、スチームコンベクションオーブン、フライヤー、食器等洗浄機、コンテナ消毒保管機　他）、空調設備、換気設備、衛生器具、給排水設備、給湯・蒸気設備、ガス設備、生ごみ処理機　他

議第４２号

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）

概要書

1　契約の目的　　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事（電気）

2　契約の方法　　条件付一般競争入札

3　契約金額　　３０２，５００，０００円

4　契約の相手方　住友・中島特定建設工事共同企業体

草津市草津三丁目１４番４４号

住友電設株式会社滋賀営業所　所長　大西　圭吾

草津市川原町１３２番地の４

株式会社中島電業所　代表取締役　中嶋　良典

（参考）

工事場所　：　草津市集町

工事期間　：　契約締結日から令和３年１０月１４日まで

工事概要　：　（仮称）草津市第二学校給食センター新築工事に伴う電気設備工事一式

高圧受変電設備、動力設備、電灯コンセント設備、放送設備、

電話設備、LAN 設備、消防設備　他

議第４３号

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

財産の種類	動産（学習者用コンピュータ【小学校】一式（その２））
取得価格	１７４，４６０，０００円
取得の相手方	滋賀県大津市におの浜三丁目４番３４号 ㈱ウチダビジネスソリューションズ 代表取締役　髙田　保

議第４４号

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和２年６月２４日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めること
について

財産取得の議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

財産の種類	動産（学習者用コンピュータ【中学校】一式（その２））
取得価格	５６，８８３，２８８円
取得の相手方	草津市野村八丁目１番５号 リコージャパン株式会社販売事業本部滋賀支社滋賀ＬＡ営業部 部長　北川　卓